

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書（有償資金協力分）
（2008年度下半期¹）

1 はじめに

（1）異議申立手続²の概要

異議申立手続きの目的は、①国際協力機構の環境ガイドライン³の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、②環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力機構の投融資案件（旧国際協力銀行の海外経済協力業務の投融資案件を含む）に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続き要綱に基づき「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って理事長に報告します。さらに、関係者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD（経済協力開発機構）の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して2003年10月より導入したものです。

（2）年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続き要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹ 2008年10月1日に国際協力機構は国際協力銀行の海外経済協力業務を承継いたしました。そのため2008年度報告については、国際協力銀行が上半期報告を公表し、国際協力機構は下半期報告を公表しています。

² 2008年度下期は、新JICAの環境社会配慮ガイドラインが策定中であったため、有償資金協力業務に関しては「環境社会配慮確認のための国際協力銀行のガイドライン」及び、同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱が適用されています。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/achives/jbic/outline/pdf/030501.1.pdf>

³ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

[Http://www.jica.go.jp/environment/guideline/achives/jbic/guideline/pdf/kankyuu_GL.pdf](http://www.jica.go.jp/environment/guideline/achives/jbic/guideline/pdf/kankyuu_GL.pdf)

2 2008 年度下半期活動報告

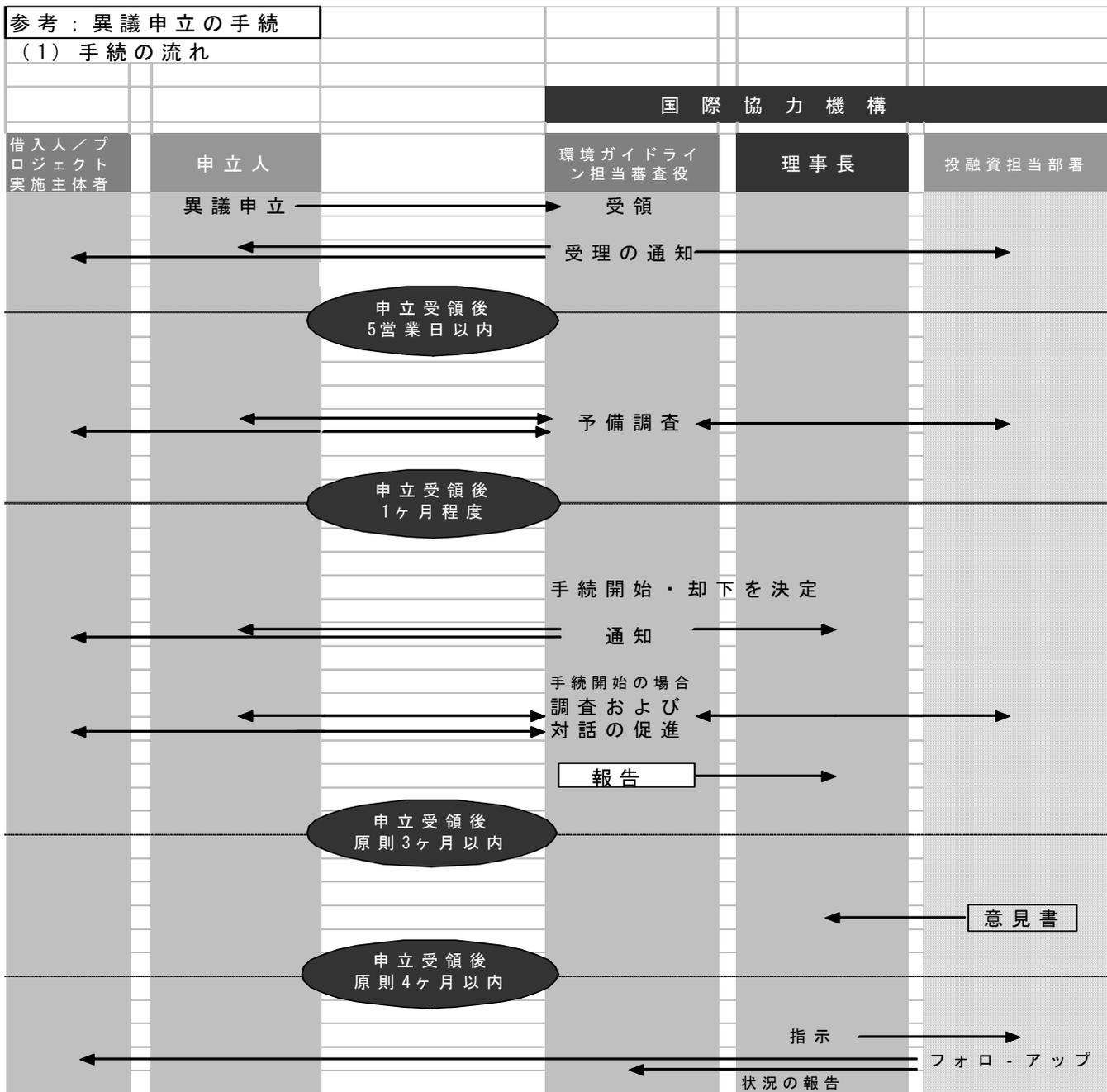
(1) 異議申立

2008 年度(2008 年 10 月～2009 年 3 月)の異議申立受領はありませんでした。

(2) 広報活動

国際協力機構のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続きについて説明し、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)のプロフィール等を掲載しています。

また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本部、在外事務所等を通じて一般の方にも配布する一方、途上国の実務者向けセミナー等を通じ、異議申立手続の周知に努めています。



(2) 異議申立書の提出方法

- (提出様式) 書面による提出
- (郵便宛先) 〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー
国際協力機構 国際協力銀行の環境ガイドライン担当審査役
- (ファックス番号) 03-5352-5149
- (メールアドレス) jicama-jigi@jica.go.jp
- (ホームページ) <http://www.jica.go.jp/ja/environment/guideline/achives/jbic/officer.html>

以上

(例)

申立書

年 月 日

国際協力機構
国際協力銀行の
環境ガイドライン担当審議役

(A) 申立人氏名

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか (いずれかに○をする)

はい・いいえ

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人の対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある
重大な被害

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係

(G) 申立人が期待する解決案

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実

(I) 本機構投融資担当部署との協議の事実

(J) (代理人を介して申立を行う場合)代理人を介して申立を行う必要性に記載および申立人が代理人に対し授權している
ことの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て事実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上